

鳥取県告示第691号

平成18年鳥取県告示第239号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき平成19年8月1日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成19年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
1 利用料金				1 利用料金			
(1) 略				(1) 略			
(2) 設備利用料				(2) 設備利用料			
ア及びイ 略				ア及びイ 略			
ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室				ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室			
		区 分				区 分	
施設	設 備 名	設置数	利用料	施設	設 備 名	設置数	利用料
リハ ー サ ル 室	略		1本1回につき 1,120円	リハ ー サ ル 室	略		1本1回につき 1,120円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	<u>4</u>			マイク（ワイヤレス・ハンド型）	<u>2</u>	
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	<u>3</u>			マイク（ワイヤレス・タイピン型）	<u>1</u>	
	マイク（ワイヤレス・ヘッド型）	2			マイク（ワイヤレス・ヘッド型）	1	
略				略			
略				略			
第1 会 議 室	略		1本1回につき 1,120円	第1 会 議 室	略		1本1回につき 1,120円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	<u>4</u>			マイク（ワイヤレス・ハンド型）	<u>2</u>	
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	<u>3</u>			マイク（ワイヤレス・タイピン型）	<u>1</u>	
	マイク（ワイヤレス・ヘッド型）	2			マイク（ワイヤレス・ヘッド型）	1	
略				略			

略			
第 3 会 議 室	略		
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	<u>4</u>	1本1回につき 1,120円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	<u>3</u>	1本1回につき 1,220円
	マイク（ワイヤレス・ヘッド型）	<u>2</u>	1本1回につき 1,220円
略			
略			

備考 略

2 略

略			
第 3 会 議 室	略		
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	<u>2</u>	1本1回につき 1,120円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	<u>1</u>	1本1回につき 1,220円
	略		
略			
略			

備考 略

2 略

附 則

この告示は、平成19年8月10日から施行する。